

令和 6 年度 大津市立志賀小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、志賀小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、志賀小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	運営委員による友達作りのイベントを行う。 いじめ防止ポスターやいじめに関する標語作りを行い、学校全体に啓発する。 日常の当番活動や係活動、高学年の委員会活動で、人の役に立つ活動に取り組む。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	落ち着いた温かい学校の雰囲気を作り、進んで行動する児童の意欲を高めるため「三つの校訓」に取り組む。支持的な学級づくりに努め、いじめ防止の活動に工夫して取り組む。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	専門家によるいじめ問題に関する授業事業を活用する。日常の学級での指導場面、人権教育、道徳の時間等で人の感情を想像させる教育に取り組む。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	一人ひとりの特徴を知り、相手の気持ちに配慮する人権意識を持った児童を育てるように努める。 インターネット上のいじめについて専門家による授業を計画する。
38	相談することの大切さに関する啓発	悩みがあるときには人に話す・相談することの重要性と共に、相談した人を徹底的に守ることを子どもに伝える。教育相談週間を設ける。 相談があったときには、相談した子供がいじめの被害にあうことがないように対応する。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	日常の学級での指導場面、人権教育、道徳の時間等で人の感情を想像させる教育に取り組む。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	一人ひとりの特徴を知り、相手の気持ちに配慮する人権意識を持った児童を育てるように努める。 人権の大切さについて啓発し、人権標語やポスター作りをし、校内に掲示する。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	授業場面では、「聴く指導」を重視し、落ち着いて学習ができる集団づくりに取り組む。 ICT 機器を使用し、子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。校内研究に全職員が真摯に取り組む。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	縦割り活動等、異年齢の交流を進め、お互いのことを思いやれる心情を育むようにする。上学年は下学年のお手本になれるよう自覚して行動するよう声かけする。幼稚園交流を計画する。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	年度当初にいじめ防止基本方針について、子どもや保護者、地域関係者に授業や懇談会等を通じて分かりやすく説明する。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対して、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した時には学校に情報提供していただける関係作りに努める。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初にいじめ防止基本方針を全教職員に配布し、共通理解する。夏期休業中にいじめ対策に関する研修を実施する。生徒指導部会やいじめ対策会議で個別の事例について周知する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	いじめ事案が発生した時には、子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行う。 管理職、子ども支援コーディネーター等が、実際に子ども支援の実務に当たる学級担任に対して適切な助言・指導を行う。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
「志賀小よい子ニュース」として子どもたちのよい行いを校内放送で紹介することで、よい行動を賞賛し、全校に広がることを目指す。

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会に対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行

為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	各学期にいじめに関するアンケート調査を実施する。 2学期はいじめに特化したアンケート調査も行う。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	学期に1回教育相談週間を設け、アンケートを元に担任と児童の教育相談を実施する。担任以外にも教育相談担当の教員も面談に応じる。 気になる子どもを発見した場合は、随時個別に面談を実施する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	毎日登下校時に、校長、子ども支援コーディネーターを中心に校門や昇降口で子どもの見守り活動を行う。 毎朝、生徒指導主任が校外の見守り活動を行う。 教務が協力して授業時間中や休み時間に校内の見守り活動を行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	学年はじめと2学期の個別懇談会等で家庭とのつながりを深めるだけでなく、日頃から保護者と連絡を密にし、関係づくりに努める。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめ対策会議を週1回及び緊急時に開催する。 生徒指導部会でいじめ事案の把握を行い、共通理解できるようにする。

52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	いじめ事案が発生した場合は、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業中に教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	保育園・幼稚園・中学校と情報を共有し、入学後の指導に繋げる。児童クラブと情報交換をし、児童理解に努める。 子ども支援コーディネーターが市やブロックの研修会を受け、さらなる指導力の向上を図る。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
毎日放課後に学年総括会議を開いて各クラスの情報を学年で共有するとともに、問題があれば生徒指導や子ども支援コーディネーター、管理職に報告し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携

に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめの疑いがある段階で「いじめ対策委員会」を開催し、指導方針について検討し、直ちに対処する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	学校全体で組織的に対応し、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を複数で確認するとともに、家庭や市教育委員会、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援・指導に努める。
56	インターネット上のいじめへの対応	いじめを確認した場合、被害・加害の背景や事情について考慮し、被害・加害の保護者と連携して対応する。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	必要な場合には迅速にアンケートや聴きとり調査を実施し、実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書については公文書として適切な管理及び保存をする。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	関係する児童の保護者には、報告・連絡を行い、連携を図る。 いじめの事象がなくなった後も、保護者と定期的に連絡を取り、再発防止に努める。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速

- な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

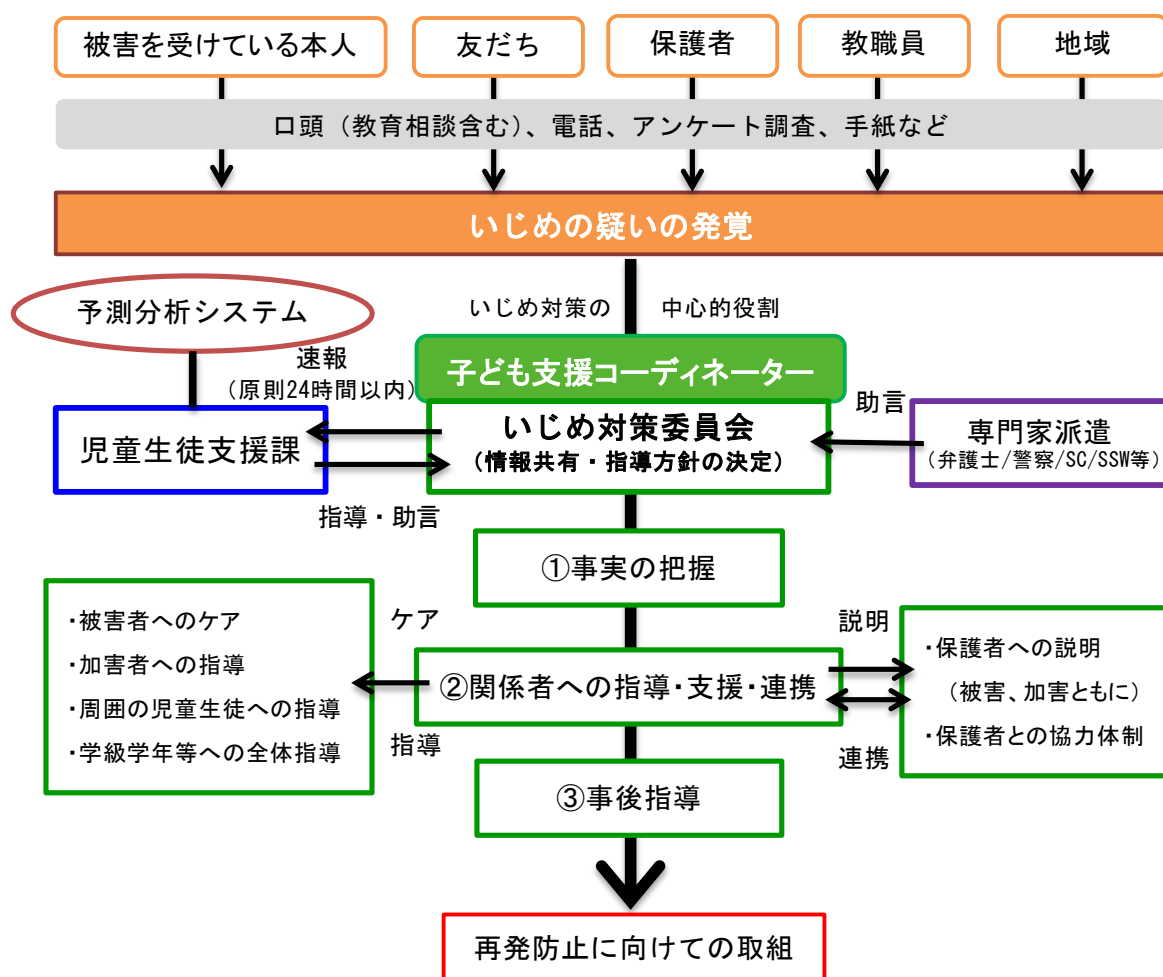
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、保護者会会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 保護者個別懇談会（②・④） 子ども見守り隊連絡協議会（④）	
5	職員会議〈児童理解〉（①・②・③） 学校運営協議会（④） いじめ問題に関するOJT研修（①・②・③）	
6	職員会議〈児童理解〉（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） アンケート実施と教育相談（②・③）	・児童会を中心にした取組の実施
7	保護者学級懇談会（④） 専門家によるいじめ問題や人権教育に係る授業（①・④）	
8	職員会議〈児童理解〉（①・②・③） いじめ問題に関する職員研修会（①・②・③・④）	・情報モラル教育に関連した研修
9	職員会議〈児童理解〉（①・②・③）	
10	職員会議〈児童理解〉（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） いじめに特化したアンケート実施と教育相談（①・②） 保護者個別懇談会（②・④）	

1 1	職員会議〈児童理解〉(①・②・③) 学校運営協議会 (④) インターネット上のいじめ防止に係る啓発授業 (①・④)	
1 2		
1	職員会議〈児童理解〉(①・②・③)	
2	職員会議〈児童理解〉(①・②・③) アンケート実施と教育相談 (②・③) 学校運営協議会 (④)	
3	職員会議〈児童理解〉(①・②・③)	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) 休み時間の巡回・下校指導 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④